

【市立保育所のあり方について】

～保育の質の維持・向上と地域における子育て支援の充実に向けて～

I. これまでの経緯

1 今後の重点保育施策（方針）(H15.4)

- 地域で求められる保育ニーズに柔軟に対応することを目的として、市立保育所の民営化を進めます。
- 民間保育所は保育サービス提供の中心的役割を担い、行政は地域全体の保育力を高める役割に移行します。

2 横浜市中期計画 平成18年度～平成22年度(H18.12)

「市立保育所は、各区にある民間保育施設（認可外を含む）との連携の核となり、保育の質の向上を図るための中心的な役割を担うとともに、障害児保育、地域子育て支援の推進などの役割を果たしていきます。」

3 横浜市会こども青少年・健康福祉・病院経営委員会(H20.10)

『市立保育所民間移管 今後の進め方』…別添資料

→「市立保育所のあり方については、平成21年度前半に公表します。」

II. 横浜市の保育・子育てをとりまく状況・今日的課題

1 保育の質の維持・向上

待機児童解消や保育ニーズの多様化に 대응するため『量（定員増・時間延長等）』の拡大を進めてきましたが、あわせて『質（経験・技術等）』の維持・向上の取り組みが必要となっています。

※ 量の拡大：保育所数＝H15年度267か所→H21年度420か所(153か所増) …裏面グラフ1

※ 質の維持・向上：民間保育所における経験の浅い職員（30歳未満）の割合＝約65.2% …裏面グラフ2

2 子育て支援の充実

子育て世代は、転入者が多く地域での孤立化が課題となっているなど、支援の充実が必要となっています。

※ 転入者年齢別状況：0～5歳＝約16,700人（H20年度） …裏面グラフ3

3 保育所保育指針の改定

平成20年3月に『保育所保育指針』が改定され、保育所は保育水準の維持・向上や、地域の子育て支援に取り組んでいくことが明確化され、対応が求められています。

4 市立保育所の特長

- 経験豊富な職員によるノウハウの蓄積と大きなマンパワーを持ち、一定水準の保育を全市的に提供しています。特に、障害児保育と地域子育て支援を全園で実施しており、専門的ノウハウを蓄積しています。

※ 障害児保育等の実施状況 …裏面表1

- 区役所の一組織として、保育施設間の連携づくりの支援や、地域ニーズを直接把握し様々な取組を行っています。

III. 市立保育所のあり方

1 基本的な考え方

- (1) 市立保育所の持つ特長を活かして、地域ごとに保育資源ネットワークを構築し、保育の質の維持・向上及び地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを進めます。
- (2) 各区3か所程度の市立保育所を「地域基幹保育所(仮称)」に指定し、機能強化・体制強化を行います。

2 果たすべき役割・機能

- (1) 民間保育施設等との協働による保育の質の向上
 - 保育交流・実地研修・共同研究等の企画・実施
 - 障害児保育・地域子育て支援のノウハウ発信・共有
- (2) 地域子育て支援の推進拠点
 - 身近な地域における子育ての総合相談窓口
(地域子育て支援拠点・区子ども家庭支援相談との連携による地域プラン的役割)
 - 市民グループ等への保育の実践ノウハウの提供
(出張講座の開催 等)
 - 行政として、地域の子育てニーズをきめ細かくタイムリーに把握
- (3) 地域の保育資源の連携・協働の推進
 - ネットワークの構築・運営における事務局的作用
 - 地域ごとの保育ニーズにあわせた保育・子育てサービスのコーディネート
(一時保育の空き情報の提供、各園ごとに行われている保育サービスの最新情報の発信 等)
- (4) 保育施策上のセーフティネット
 - 業務継続が困難となった保育施設(倒産・火災等)に対する支援の中心的役割
 - 災害発生時等における、迅速な対応(震災、新型インフルエンザ 等)

※ 市立保育所に期待する役割：ある＝87% / ない＝13%

※ 裏面事業イメージ参照

…裏面グラフ4

3 体制強化の考え方

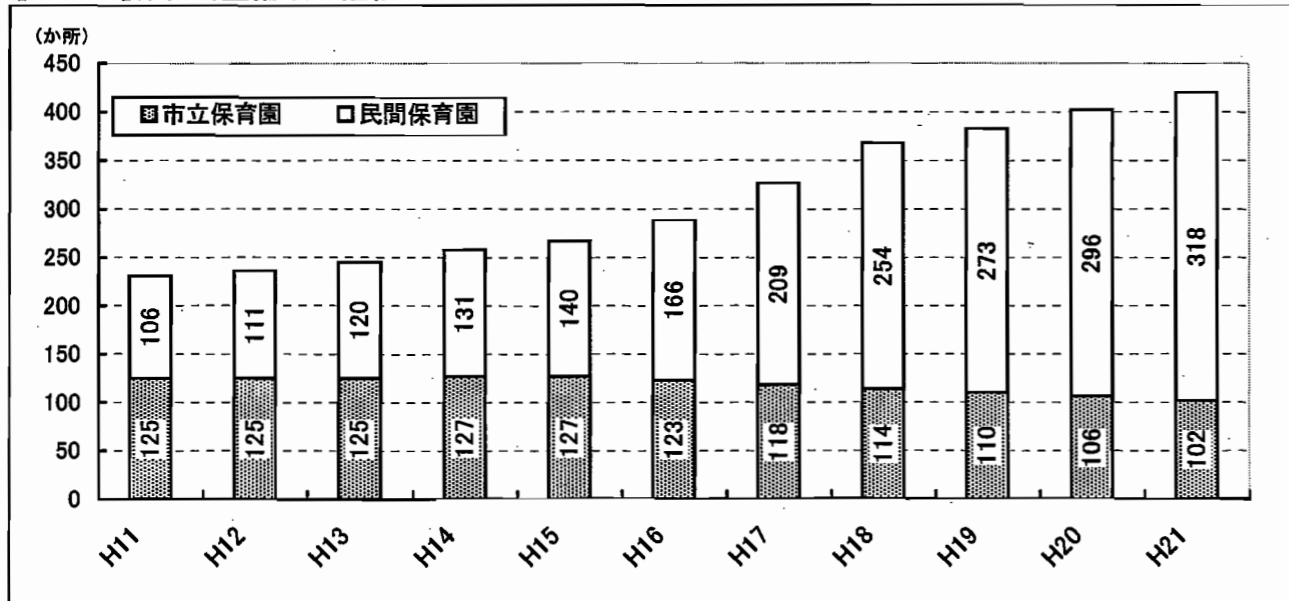
役割・機能を実現するため、地域基幹保育所(仮称)には、専任の保育士1名を追加配置します。

4 当面の進め方

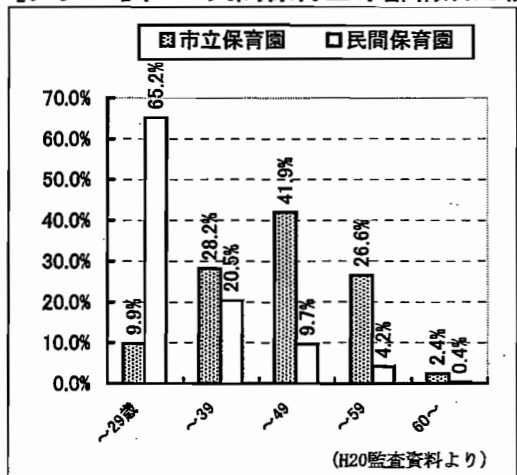
平成23年度から育児支援センター園を順次「地域基幹保育所(仮称)」に転換していきながら、モデル事業として実施します。

平成26年度にモデル事業の検証を行い、その結果を踏まえ、その後の対応を検討します。なお、指定以外の市立保育所は、原則として民間移管等の対象として検討します。

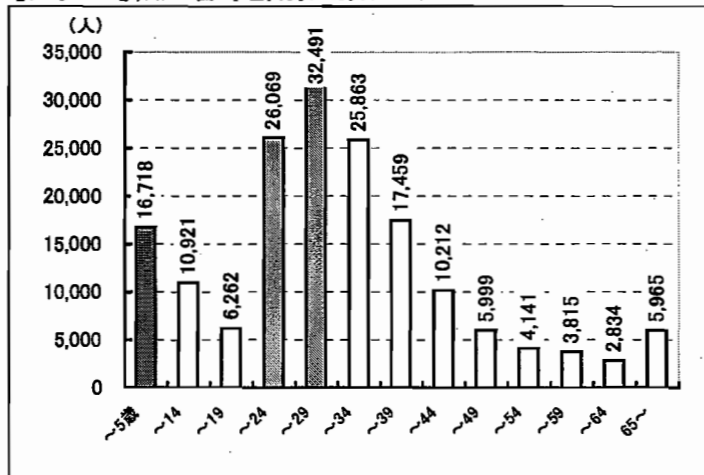
[グラフ1] 保育所整備数の推移



[グラフ2] 市立・民間保育士年齢構成比較



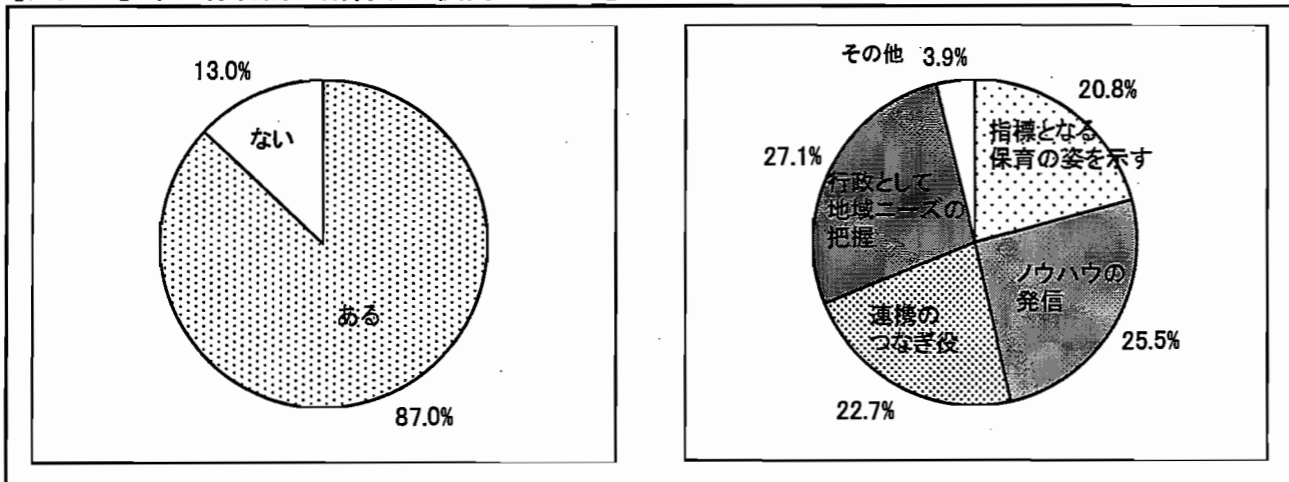
[グラフ3] 転入者年齢別人数(H20)



[表1] 障害児保育等の実施状況

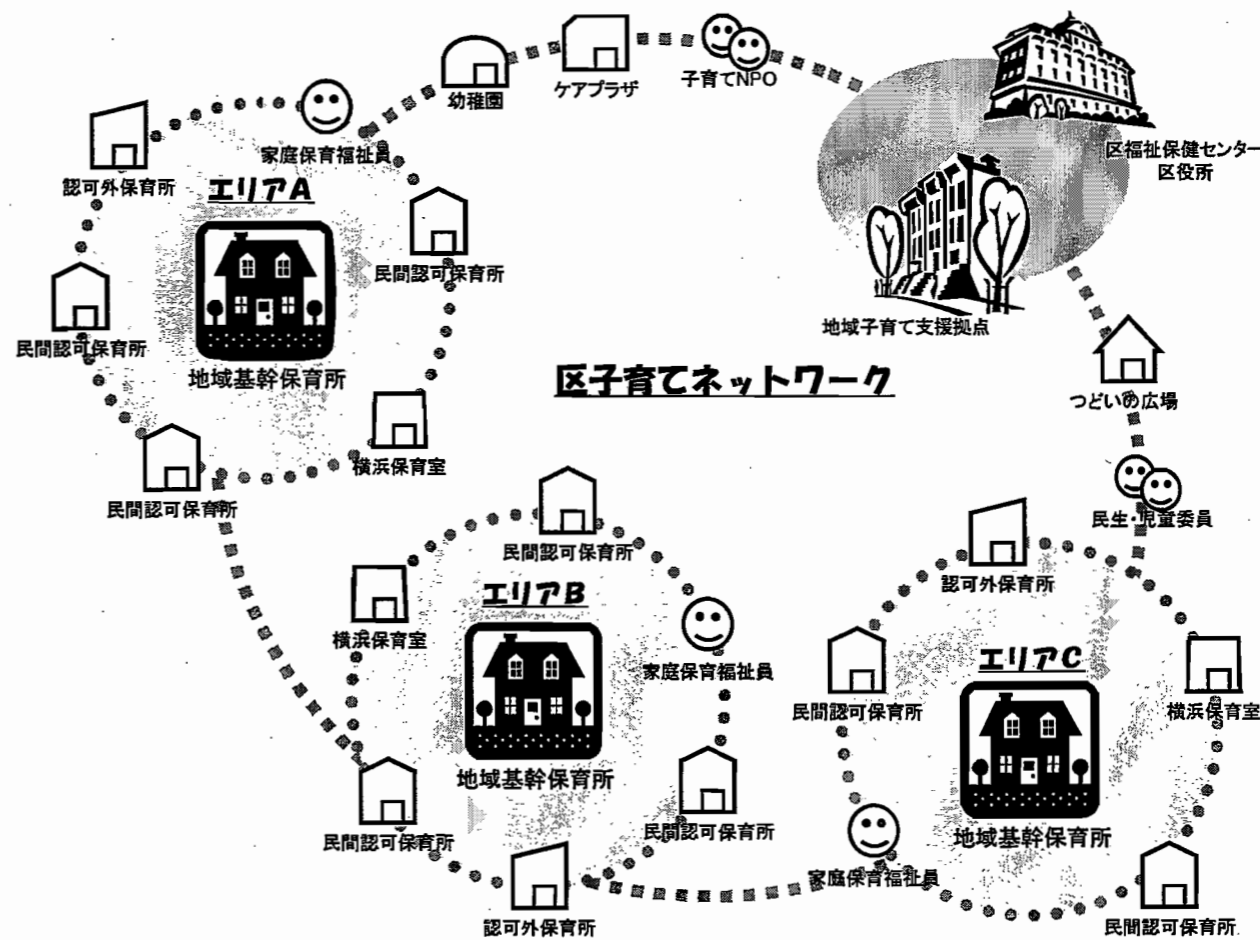
	市立保育所	民間保育所	
障害児保育実施率	87.3%	45.0%	(H21.4 入所実績ベース)
園庭開放実施率	100%	51.2%	(H21.4 アンケート)
育児相談実施率	100%	66.2%	(H21.4 アンケート)
育児講座実施率	100%	43.5%	(H21.4 アンケート)
福祉サービス第三者評価平均得点	69.3点	65.7点	(H21.9 公表分/72点満点)

[グラフ4] 「市立保育所に期待する役割について」…民間保育所アンケート(H21.4実施/回収率65.1%)



事業イメージ

地域保育資源ネットワーク (概念図)



具体的取組例

【市民に対して】

☆急に保育が必要になった方に...

地域内の一時保育の
空き情報を提供!

☆在宅で子育てされている方に...

地域内の全ての
子育て事業をご案内!

☆園児を対象に...

地域内の保育施設の
交流イベントを開催!
(ドッチボール大会など)

【事業者に対して】

☆家庭保育福祉員に...

『保育ママ』の
急な休みをフォロー!

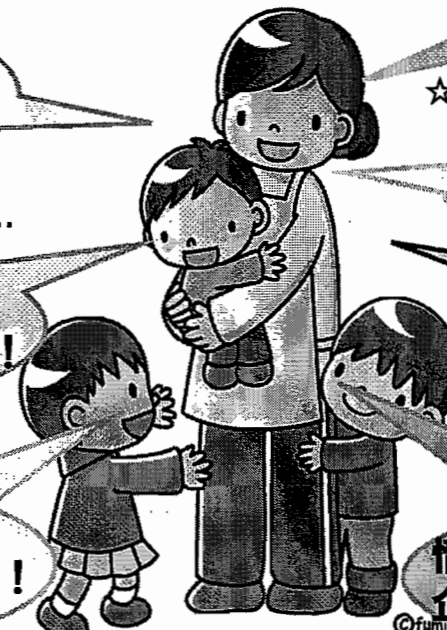
☆民間保育士と...

実地交流で
保育ノウハウを共有!

障害児保育の実際を
現場でレクチャー!

☆民間保育施設と...

情報交換会や研修・イベントの
企画会議を主催!



■趣旨

市立保育所民間移管事業は、平成16年度から4園ずつ、3年ごとに検証しながら進めています。

今回、平成22年度以降の事業に反映させるため、事業目的の達成状況を確認するとともに、アンケート・ヒアリング等の資料から、これまでの移管事業の課題を抽出・整理しました。

■検証方法

- ①アンケート調査（移管園保護者、移管先法人、法人選考委員）
- ②実地調査・ヒアリング（18・19年度移管園）
- ③記録整理・確認（保護者説明会・三者協議会議事要旨等）

■実績と効果

- ①【移管実績】
計画通り計24園を移管予定（21年4月市立保育所数＝100園）
- ②【移管条件の履行状況】
移管全園で移管条件が遵守され、保育サービスが拡充（幼児への主食提供、土曜給食、延長保育 他）
- ③【新たなサービスの実施状況】
保護者と意見交換を進めながら、特色ある保育サービスを実施（バス遠足、お泊まり保育、午睡の選択制、遊具整備等環境改善、インターネットの活用等）
- ④【保護者の評価（満足度）】 …図表Ⅰ
保護者アンケートでは約9割が移管園の園運営に「満足」「どちらかという満足」
- ⑤【第三者評価から見た保育の状況】 …図表Ⅱ
市立・民間の平均点に比較して高い評価
- ⑥【運営の効率化】 …図表Ⅲ
累計18億4400万円の運営費、270人の職員定数を縮減（21年度移管園含）
- ⑦【事業の影響】
市立保育所の一部で主食の提供・一時保育を開始

■主な課題

- ①【応募法人数の減少】 …図表Ⅳ
応募法人数が減少傾向にあるため、今後は法人選考の困難化が想定されます。
- ②【移管スケジュール】
保護者、移管先法人、選考委員それぞれから、準備期間の拡充が求められています。
- ③【園舎の老朽化】 …図表Ⅴ
市立保育所の1/4以上が税法上の耐用年数（省令で定める減価償却期間）を超過しています。
- ④【市立保育所のあり方】
市立と民間の役割分担や、民間移管の全体像を明示していく必要があります。

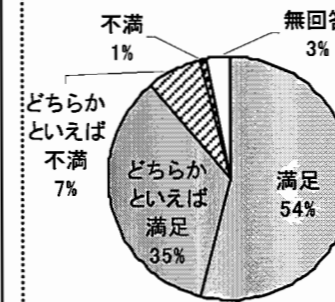
■参考データ

【実績と効果】

【図表Ⅰ】保護者の評価（満足度）

保護者の約9割が
移管園の運営に「満足」

【総合的満足度】

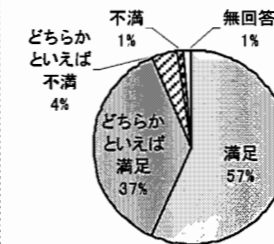


アンケート概要
・実施時期：H20.3
・配布数：1,124通
・回収数：458通
・回収率：約41%

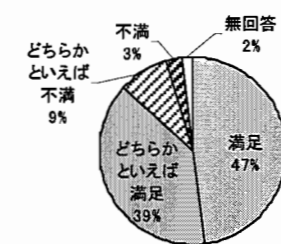
満足度質問項目
・総合的満足度
・遊びや行事
・食事
・生活
・保育の環境
・児童への対応
・保護者への対応
・情報提供・連携

【主な項目別満足度】

☆遊びや行事について



☆園からの情報提供・保護者との連携について



【図表Ⅱ】第三者評価から見た保育の状況

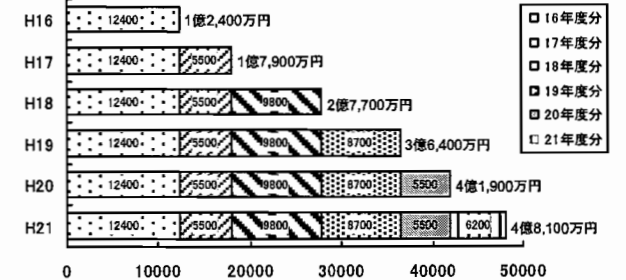
市立・民間に比較して
24分野中17分野において高い評価

☆「児童の尊重」「サービスの実施内容」「開かれた運営」等、6領域24分野中17分野において、市立・民間双方の平均よりも高い、あるいは同等（最高点）の評価。
☆他の7分野のうち3分野でも民間保育所の平均よりも高い評価。

※民間移管6園、民間75園、市立26園の受審結果より（平成20年6月現在公表分）

【図表Ⅲ】運営の効率化

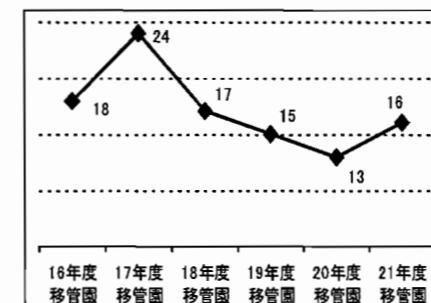
運営経費：累計**18億4,400万円**の減
職員定数：**270人の減**（6カ年計）



【主な課題】

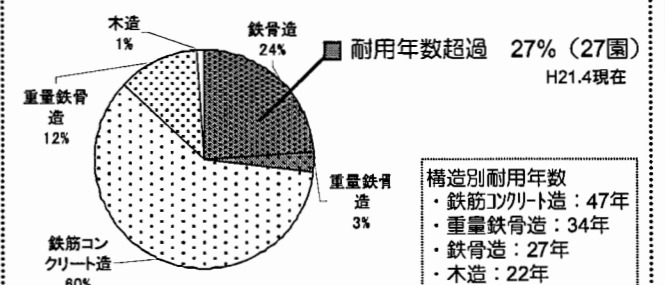
【図表Ⅳ】応募法人状況

17年度：24法人 → 20年度：13法人



【図表Ⅴ】市立園舎の老朽化状況

市立保育所園舎の**1/4以上**が
税法上の耐用年数を超過



■見直しのポイント

1 準備期間の拡充

- ・優良法人の確保の観点から法人の準備期間を充実することにより、より多くの法人にとって応募しやすい条件とし、あわせて、保護者理解の促進を図るため、移管予定園公表から移管までの期間を1年延長し、2年6ヶ月とします。
- ・この見直しにより、平成22年度は移管を行わず、次の移管は平成23年度となります。

2 保育施策上の課題(市立園舎の老朽化及び待機児童の増加)への対応

- ・移管先法人による老朽園舎の増改築を進め、保育環境の改善と待機児童対策(定員増)を視野に入れた事業計画とします。

3 応募条件の見直し

- ・優良法人の確保の観点から、より広く法人募集を行うため、移管先法人について、社会福祉法人に加え、公益法人(財団法人及び社団法人)も対象とします。

4 移管スケジュール

	1年目(20年度)	2年目(21年度)	3年目(22年度)	4年目(23年度)
これまでの進め方	公表(10月) 保護者説明	法人選考 引継ぎ	移管(4月)	
今後の進め方	公表(10月) 保護者説明	法人選考	引継ぎ	移管(4月)

5 事業計画

- ・事業期間は、平成23年度から平成25年度までの3年間とします。
- ・平成26年度以降については、それまでの状況を踏まえ検討します。

■事業概要(アンダーライン:変更点)

1 事業目的

厳しい財政状況の中、民間保育所の持つ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくとともに、老朽園舎の整備により、保育環境の改善及び待機児童の解消を図ります。

2 移管の方法

- ・原則として、土地は市有地を無償貸付、建物は鑑定評価に基づく有償譲渡とします。

3 園選定の方法

- ・市立保育所の設置数を基本に区を選定し、施設の立地条件や老朽化状況、保育ニーズ等を総合的に勘案して園の選定を行います。

4 移管先法人及び選考方法

- ・認可保育所の運営実績のある社会福祉法人及び公益法人(財団法人及び社団法人)
- ・有識者、市民等による選考委員会が、書類審査・実地調査・面接等により選考します。

5 移管条件

- ・これまでの保育内容を継承することを基本とするとともに、経験者を配置すること。
- ・「保育時間の延長」「幼児への主食提供」「土曜給食」「一時保育」「ニーズに対応した特別保育事業等」を実施すること。

6 法人決定から移管まで

- ・1年間の引き継ぎ期間を確保し、共同保育等を通じて、きめ細かな引継ぎを行います。
- ・保護者・移管先法人・横浜市による三者協議会を設置します。

7 移管後の対応

- ・前園長等が定期的に訪問し法人職員にアドバイスを行うとともに、三者協議会等を通じて、移管に伴い発生した課題に対応します。

■市立保育所のあり方検討

横浜市中期計画『こども未来戦略』

市立保育所は、各区にある民間保育施設(認可外を含む)との連携の核となり、保育の質の向上を図るための中心的役割を担うとともに、障害児保育、地域子育て支援の推進などの役割を果たしていきます。

検討の方向性

- ☆ 市立保育所の役割
- ☆ 役割を踏まえた機能強化
- ☆ 適正配置の考え方
- ※ 区と調整し、区の現状と課題を踏まえて検討

期待される市立保育所の役割(例)

- ☆ 地域の保育施設・子育て支援施設との連携における中心的役割
- ☆ 保育の質の確保・向上を図るための中心的役割
- ☆ 福祉的セーフティネットとしての役割
- ☆ 地域子育て支援の推進
- ☆ 大規模災害発生時のバックアップ機能

平成21年度前半に公表